

(別紙2)

森林保険法施行規則第4条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準について

森林保険法施行規則（昭和28年農林省令第46号）第4条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準は、最新の農林水産省・国土交通省が定める公共工事設計労務単価（普通作業員）の2分の1に相当する額未満とする。